

新型コロナウイルス感染症に関する



偏見や差別をなくしましょう

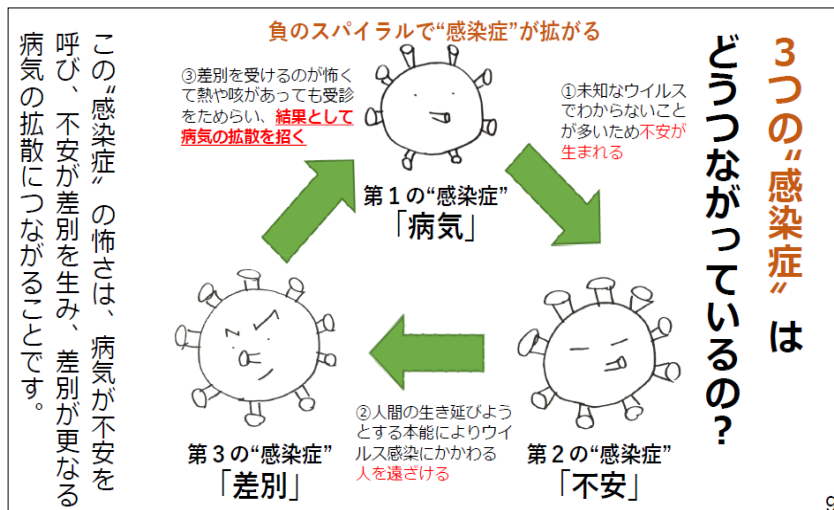
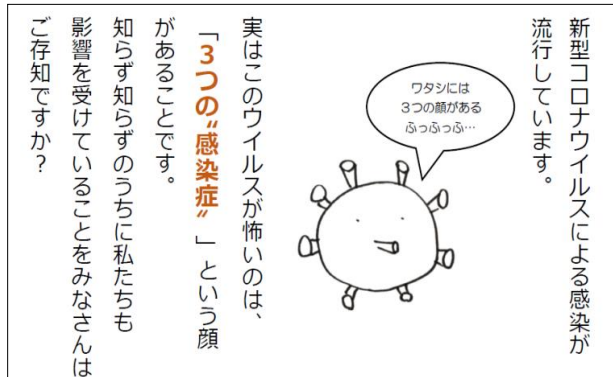
新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、感染した人やその家族、医療機関の関係者、特定の国の人、海外から帰国された人などに対する誹謗中傷や、根拠のない差別的な書込みがインターネット等で広がっています。

このような誤った情報が広がることは、感染が疑われる症状が出て、相談や情報提供をためらってしまうなど、感染拡大防止を妨げることにもなりかねません。

誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人を傷つけるような言動をすることはあってはならないことです。確かな情報に基づいて、人権に配慮した適切な行動をお願いします。

日本赤十字社作成
「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！
～負のスパイラルを断ち切るために～」より

* 全文は「日本赤十字社」のホームページから
ご覧いただけます



不安から、誰かを傷つけてしまうのも、誰かを偏見や差別から守れるのも私たちです。
みなさんのご理解、ご協力をお願いします。



= 法務省人権相談窓口 =

- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810

平日
AM8:30~PM5:15

・外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)

0570-090911 [平日 AM9:00~PM5:00]

米子市総合政策部人権政策課
電話：0859-23-5415
Fax：0859-37-3184
E-mail：
jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp